

個人再生事件の申立てに必要な書類と費用

千葉地方裁判所民事4 第部破産再生係

1 必要書類 ・ 申立手数料等

①	申立書	
②	陳述書	陳述書・財産目録は千葉地裁の定型申立書に含まれています。
③	財産目録	
④	債権者一覧表	債権者数+1通
⑤	住民票写し	申立前3か月以内のもの
⑥	委任状	(代理人申立ての場合)
⑦	収入を証する書面	源泉徴収票過去2年分、最近の給与明細書3か月分等、 課税証明書過去2年分 等
⑧	財産価格証明書	財産目録に記載した預貯金、貸付金、売掛金、退職金見込額、 生命保険解約返戻金、有価証券、自動車、不動産、敷金等 の金額が分かるもの
⑨	その他	預金通帳等(過去2年分の収支の分かるもの) 所有不動産の登記事項証明書、固定資産評価証明書 住居の賃貸借契約書 ・ 清算価値チェックシート 可処分所得算出シート(給与所得者再生申立の場合)
⑩	宛名シール	債権者宛各2組 ・ 申立人(代理人)宛7組
⑪	民事再生規則 102条記載の書面	各1通(住宅資金特別条項を定める場合)
⑫	手続費用	(1) 収入印紙 1万円
		(2) 予納郵便切手 4,700円 内訳(110円×40枚、20円×10枚、10円×10枚) 【強制執行等の中止命令の申立てを同時にする場合】 2,440円 内訳(500円×4枚、110円×4枚)
		(3) 予納金(場合により増減があります) 代理人弁護士が付いている場合 1万3,744円(官報公告料) 代理人弁護士が付いていない場合 2万1,374円 (官報公告料+個人再生委員報酬)

2 書類提出について

- ※ 代理人弁護士が付いていない場合は、個人再生委員用に、申立書及び添付書類の各副本を併せてご提出ください。
- ※ 住宅資金貸付債権の一部弁済許可申立てをする場合は申請書(正/副)をご用意ください。
- ※ 申立書類及び添付資料については、上記のほか添付書類一覧表をご参考の上、提出漏れ等のないようお願いいたします。

問い合わせ先 電話：043-333-5269(直通) ファクシミリ：043-225-9090